

第2回 西宮市学校給食審議会 会議録

日 時	平成30年3月8日(木) 午前10時0分～午前11時10分	会 場	西宮市役所 江上庁舎 3階会議室
出 席 委 員	◎浦上 拓也 ○高橋 享子 米口 征代 中野 睦子 北村 佳代子 常田 美子 (◎は会長、○は副会長)	事務局 職 員	大和 一哉学校教育部長 澤田 幸夫教育人事課長 因幡 成人学校給食課長 瀧井 佑介学校給食課係長 北川 靖浩学校給食課係長
欠 席 委 員	田中 忍	事務局	なし
議 題	1. 開 会    2. 議 題    3. その他連絡事項    4. 閉 会		
署名委員	会長	副会長	委員

事務局	<p>皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより始めさせていただきます。</p> <p>本日は御多忙の中、御出席いただき、まことにありがとうございます。本日は、田中委員が欠席と聞いておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから平成29年度第2回西宮市学校給食審議会を開会いたします。会長、進行をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、早速議事を進めてまいります。本日は12時までの予定とさせていただいています。進行に御協力よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、まず、議事録署名者を決めさせていただきます。本日の署名者は、高橋副会長と常田委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしくお願います。</p> <p>それでは、傍聴につきまして、事務局の方から御説明をお願いします。</p>
事務局 会長	<p>本日の傍聴希望者は、ございません。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、早速、議事に入ってまいりたいと思います。</p> <p>それでは、議事(1)報告事項のア、平成30年度当初予算について、事務局から御説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議事(1)の説明をさせていただく前に、前回の審議会で御質問をいただきました給食実施回数に学校間格差が生じている場合、嘱託調理員の年休等を含めた服務等、処遇はどうなっているのかという御質問につきまして、本日、担当課長が出席しておりますので、それをまず御説明させていただきます。</p>
事務局	<p>前回、学校間で給食の実施回数が違う場合、嘱託調理員の勤務服務については、どういう形になっていますかというような御質問があったとお聞きをしておりますので、お答えさせていただきます。</p> <p>まず、正規の調理員につきましては、カレンダーどおり給食の実施の有無にかかわらず出勤がでございますので、月曜日から金曜日の出勤となっております。嘱託調理員につきましては、月額額の定額報酬制という形になっておりますので、結論から言いますと、学校間での給食実施日が違っていても、各皆さん学校配置されている嘱託調理員についての報酬については変わりありません。これは、月額報酬の定額となっているためです。実際の支払いについて就業規則がでございますので、御説明をさせていただきます。</p> <p>基本的には、勤務を要する日の定義なんですけれども、1つ目は学校給食の実施日。厳密にいきますと、実施を各学校で予定されている日、例えば警報で給食の予定だったけど、給食は実際にはなくなった日でも一応、要勤務日という形にしていますので、恐らく年間で各学校違いが、前回の議事録のほうでは10日から12日ぐらい違いがありますというようなやりとりがあったかと思います。月平均で1日ぐらい多い少ないが出ていますけれども、月額額の定額報酬という形で嘱託調理員のほうにはお支払いを報酬しているということになります。</p> <p>参考まで、要勤務日、給食実施予定日以外にどのような勤務があるかといいますと、まず、給食の片づけで学期ごとの終わりと初めに3日ずつ、標準的な形で3日ずつの日がありますの</p>

	<p>で、そちらのほうについては要勤務日と定めております。それ以外には、研修の実施日、それから辞令交付の日、それから入学式とか卒業式のお手伝いの形の日、それから始業式。学校行事としましては、運動会、体育祭のどちらかの1日、それから図工展、音楽会、文化祭の中のいずれかの1日という形で、学校行事に参加いただくという趣旨もありまして、要勤務日というふうな形としています。</p> <p>簡単ですけれども、御説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>年休について、お聞きいたします。例えば、A校は給食が3月16日の金曜日で終了、B校は3月19日の月曜日で終了。お掃除3日となります。A校の場合は3月19日、それから卒業式があり、祝日がありますので22、23が出勤日。B校は3月22、23、26が出勤日。では、A校の場合は26日は勤務を要しない日なので、嘱託調理員さんはお休みです。そして、B校の嘱託調理員さんが、26日にお休みしようと思ったら、年休を行使するということになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>先ほども申し上げましたように、出勤日については勤務を要する日がどういうものなのかという定めの仕事方をされていますので、おっしゃられるとおり各学校間によって、本来A校では休暇の取得をしなくてもいいと、しないといけない日というのが発生します。それが、現状でございます。</p>
委員	<p>意見です。学校は子供たちの教育課程上のことだけで給食実施回数を決定はしています。こういったサービスの格差が生じることを含まず決定しています。給食の日数といいましょうか、開始と終了については統一していただけたらありがたいと思います。</p>
事務局	<p>前回でもちょっと話題になったとは思いますが、今おっしゃられるように給食の開始日と終了日が市内で統一されれば、保護者の皆様もわかりやすいですし、一番いいのかなというふうには考えているところでございます。</p> <p>ただ、やはり学校の年間行事を組み込む中で、どうしてもずれてしまうというような現状があると伺っております。ここについては、また教育委員会、学校を含めまして、まずは余り学校間で差が出ないような形になるような御相談等を、引き続き行っていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。学校行事によって変わってくるので、給食を理由にそれを統一してくださいというのは、なかなか難しい話なのかなと思うんですけど。全体としては、できれば統一していただきたいという審議会の要望という形で、お願いするような形でよろしいですか。</p> <p>何か、ほかによろしいですか。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>学校間統一で、例えば費用の面から、この日が先にあるだけで運送ですか、そういったことで統一したほうが費用が安くなるというメリットというのはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>契約では、配送に関しましても、給食のいわゆる実施予定日といいますか、年間のカレンダーの中で、このときは給食ができますよということに基づきまして契約しておりますので、この日は給食がないということになれば若干、減るというような可能性はあるとは思いますが。</p>

<p>会長</p>	<p>若干はあるでしょうね、もちろん。統一されればでしょうけど。統一するためのコストが大きいなら、そこはちょっとどうかなということかと思えますけど。一応、こういう問題意識はあるということで、御理解いただけましたらと思います。ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事に進みたいと思います。30年度当初予算について、また事務局から御説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、平成30年度当初予算について御説明いたします。</p> <p>資料(1)をごらんください。3ページにわたって記載しております。平成30年度予算要求資料ということで、この3月の市議会で可決されまして、予算が確定するということになりますが、現在、私どもが要求しております予算について、増減額の大きいものを中心に簡単に御説明をさせていただきます。</p> <p>まず、教育委員会の所管分の歳出予算でございますが、前年度より約12億円のプラスになっております。これにつきましては、小学校の増改築工事を含む学校の安全・安心対策、老朽設備等の機能改善などを中心に実施することによるものです。それから、調理員の人件費につきましては、正規職員の退職や嘱託職員の給与改定に伴い、若干、人件費が増減しております。</p> <p>続きまして、給食管理運営事業でございます。こちらについては、歳出を御説明申し上げます。まず、2行目の02の委員報酬でございますが、これにつきましては、29年度より審議会委員数が1名減っていること及び開催回数を年3回から2回に減らしたことによる減でございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>11の06、印刷製本費でございますが、業者へ印刷発注しておりました冊子を庁内で印刷することへ変更したことによる減でございます。</p> <p>次に、13、委託料につきましては、662万8,000円を減しており、これは給食費徴収システムを導入してから5年が経過したことによるサーバーの入れかえ作業が今年度完了いたしましたので減していることと、報告事項イで御説明させていただきます滞納整理に伴う弁護士委託料150万円を計上させていただいたことによるものでございます。</p> <p>次に、14、使用料及び賃借料につきましては、261万5,000円増しており、これは、学校給食食材調達システム等のハードウェア保守に要する費用をサーバー等のリース契約の中に含めて契約したことによる増でございます。</p> <p>次に、18、備品購入費につきましては、417万6,000円を減しております。これは、年度により備品交換の実施内容が異なるため、減となっております。</p> <p>給食管理運営事業につきましては、以上でございます。</p> <p>続きまして、3ページをお願いいたします。</p> <p>次に、予算事業、給食物資購入事業でございますが、特定財源の歳入、給食費負担金収入が322万8,000円減となっております。これは、給食実施予定回数がふえるものの、児童生徒数が減少することによるものでございます。</p> <p>次に、歳出ですが、11の05、食糧費が368万5,000円減となっておりますが、これは歳入の理由と同様でございます。</p> <p>13、委託料につきましては、給食物資を各学校に配送するための経費で、配送センターの</p>

	<p>管理経費も含まれております。</p> <p>給食物資購入事業につきましては、歳入歳出予算が同額となっております。</p> <p>予算事業、給食施設設備整備事業でございますが、まず合計で2,932万9,000円の増となっております。</p> <p>13、委託料につきましては、西宮養護学校の校舎建てかえに伴いまして、給食室を改修いたしますことから、設計委託料を199万6,000円計上したことによるものでございます。</p> <p>15、工事請負費が3,448万円増となっていることにつきましては、29年度に2校実施いたしました給食室の空調整備を、30年度は5校分計上していることが主な理由でございます。</p> <p>18、備品購入費につきましては、年度により更新する備品が変わることから714万7,000円の減となっております。</p> <p>ざっと要点のみの説明で申しわけございません。現在の予算要求につきましては、以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>予算要求ですから、予算が確定するというのは大体どのくらいですか。</p>
会長	<p>この3月の下旬ぐらいには、議会のほうで。</p> <p>今回、教育委員会のほうで予算を要求していただいている内容につきまして、説明いただきましたが、これに関しまして何か御質問、御意見等ございますでしょうか。</p>
事務局	<p>例えば、3ページの空調設備を2校から5校にふやしていただいているということで、我々の要求といたしますか、審議会でずっと議論をしてきた内容をしっかりとやっていたらということですが、これは例年2校程度のものが、今回5校として予算を上げていますが、これぐらいのペースで来年度以降もというようなことでしょうか。</p> <p>まず、空調につきましては、1校当たりの経費が高く、1,000万円を超えるということになりますため、予算確保が難しい点があります。</p> <p>もう一つの要因といたしましては、どうしても給食をとめずに実施しようと思えば、夏休み期間でやりきるというのが最低の条件になってまいりますので、その中でどれだけ中学校数を一気にできるのかということもございまして、まず、今年度2校を初めて行いまして、無事、何とかぎりぎりですけども、工期ぎりぎりで終わっておりますので、その中で一定5校までを何とか対応をしていくべきだということで、予算要求をしております。</p>
会長	<p>昨年、前回の経験から次、5校ぐらいまでだったら何とかできそうかという見通しができた。</p>
事務局	<p>工事が終わりますと、それで終わりということではなくて、工事検査ということで、担当の技術職員が学校を回って、中間の検査であるとか、終わった検査とか、いろんな処理もありまして、その担当の職員数からいうと、夏休みの中に回れるのは、現状では、最大でも5校というのが限界だということが一つ理由としてあります。</p>
会長	<p>わかりました。非常によく頑張ってくださいということですね。</p> <p>私も水道でかかわっているんですけど、管の更新をしたくても、予算がついても人がいないという問題もあったり、そういうこともあって、どれだけできるのかというのはなかなか、その地域の事情によるんでしょう。今回は、5校まで頑張ってお一応、予算要求をしていただい</p>

副会長	<p>いるということですので。ありがとうございます。</p> <p>そのほか、何か気になった点など、御意見、御質問がございましたら。はい、どうぞ。</p> <p>給食室の改修なんですけど、今、空調とおっしゃったんですけども、床をウエットからドライに切りかえるというのも、前は少しずつ進めていらっしゃったと思うんですけど、これに関して30年度はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>給食室の床自体を改修するというのは、例えば水漏れがあったりとかいたしまして、床をめくって給食の給水管等を交換するときに、必然的にあわせて床も張り直すという形にはなるんですけども、床だけを目的に改修するというような予定は今のところございません。あと、給食室が校舎建てかえ等によりましてドライに変わるといときには、変わってはいきますけども、それ以外の床だけというようなことでは、今のところはございません。</p> <p>今度も、今、学校の校舎も含めまして、校舎の長寿命化というのをやっぱり検討していくべきだということではあります。それは、当然、給食室も同様のことでありまして、そのときに、一般的にはコンクリート造の建物は60年もつというようなことが言われているんですけど、それを大体80年までもたすような改修を含めて長寿命化を考えていく必要があるということで、現在、給食室もあわせて、どういうことが長寿命化したときに必要なのか。校舎を建てかえるということになれば、給食室が校舎の下にあれば、もう建てかえるということになるんですけども、中には給食室が別棟である場合とかもございまして、そういうときは校舎が建てかえに、もし増築とかになった場合でも給食室がまだ建ってから間もない年数、そんなにたっていないければ、それをやりかえるということではなく、長寿命化も含めて対応していくというような考えを、今、整理しているところでございます。</p>
副会長	<p>そうしますと、今、西宮市で小学校・中学校、自校式で、たしか数としては40ぐらい、もう少し少なかったですか。</p>
事務局	<p>合計では、62校が自校調理方式でやっております。</p>
副会長	<p>その中で、ドライ式は何校でしたでしょうか。前に資料を見せていただいたと思うんですけど、6校ですね。</p>
事務局	<p>6校ですね、およそ。</p>
副会長	<p>御存じだと思いますけど、食品衛生上、HACCP対応というのは、集団給食においてはHACCP対応を言われていますので、ドライ式で、さらに汚染の部屋と被汚染の部屋は完全に仕切るという方式が言われていますので、できるだけそれに早くどの施設も法律に沿って改修されるのがいいのではないかなとは思っています。一つ間違ると、その小学校全校が食中毒になるという危険性もありますので、そういう事故が起きる前にお考えいただきたいとは思っています。</p> <p>なかなか自校式で、スペースも狭いところで、改修だとか増築というのは非常に厳しいとは思っていますけど、子供たちが毎日食べる食事ですので、そのあたりをしっかりと、最小の施設の中で最大の衛生観念を持っていただきたいというふうに思います。</p>
会長	<p>長寿命化というのは、例えば、それが給食調理室に及んだ場合には、ここにもかかわってくる話ですか。それとも、それとは別に。</p>
事務局	<p>それは、予算の話ですか。</p>

<p>会長 事務局</p>	<p>予算とか、そういう。 その予算も、どの事業として、新たに長寿命化事業として起こすのかどうかも含めて、今、検討をしているところです。</p>
<p>会長 事務局 会長</p>	<p>なるほど。それは、教育委員会の中でやっていらっしゃる長寿命化計画。 そうですね。まず、学校の校舎を含めまして。 わかりました。</p>
<p>委員</p>	<p>はい、どうぞ。 ドライ化とかを進めていただいているところなんですけれども、今の施設で一番困るのは、狭いということです。先ほどから二次汚染の話が出ていたんですが、水はね防止というのが非常にしんどいです。本当に子供の命にかかわるようなことですので、寿命化で20年延びたら、あの狭い部屋でどうやりくりしていったらいいのかなというのが懸念されます。そのあたりも検討材料にして、平米数では無理があるというあたりを、よく御存じかと思うんですが、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>今現状、給食室がドライに比べるとウェット方式は狭いというのは、課題の一つでございます。また、その中で、狭い中で実際に栄養士、調理員に頑張ってやっていただいているというのも現状あります。ただ、給食室ごとの調理可能数というのがあり、例えば、児童生徒がマンション開発等によりふえるときとか、校区変更により児童生徒数がふえるとかいう場合は、それに応じた給食室の改修ですね。例えば、広げる一つの方法としましては、給食室中にある調理員の休憩室というのを外に出すということで、一つその空間を利用しまして、衛生管理及び作業導線的に間取りをどういうふうに変えられるのかというのを考え一定のスペースを確保することもございます。 ただ、それでも対応できないというときは、もう建てかえということになります。ただ、建てかえとなりますと、本工事で建てかえないと、給食室を仮設でつくと2回同じものを建てるということになりますので、そうするとドライの給食室、建てかえの場合は今はドライの給食室としておりますから、学校にそれだけの面積があるのかいうところとか、当然、運動場も狭くなるというような教育的環境の面もありますので。その辺も含めまして、本当に費用面もそうですし、教育環境面も含めて慎重に判断して、今は進めているところで、何校かはそういうことで給食室の間取り、レイアウトを工夫することで一定の広さは確保しているというのが現状でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。 問題はずっと認識されていますので、本当にタイミングよく校舎建てかえとか、増築等の状況になった場合には給食室の、今、御指摘いただいたような問題もしっかりとアピールして、よりよい環境整備に向けて御検討をいただくということで。急にはなかなか、施設ものですから変えられないということですけども、我々は問題点をずっとずっと言い続けなければいけないわけですから、しっかりと問題認識を継続して、意識していきたいなと思っております。 よろしいでしょうか、この件に関しましては。ありがとうございます。 それでは、続きまして、議事（1）報告事項のイ、滞納整理につきまして事務局から御説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは、給食費の滞納整理について御説明いたします。前回の審議会で少し御説明をさせていただきました、弁護士を活用した滞納整理についてでございます。資料2をごらんになってください。</p> <p>給食費の滞納につきましては、文書や電話による再三の督促、児童手当の活用などを行い、一定の効果があるものの、平成29年度3月末現在で約3,000万円の未収金がございます。過年度給食費の収納率は、平成29年12月末現在で、平成28年度が99.59%、平成27年度が99.71%、平成26年度が99.77%、平成25年度が99.82%となっており、他の債権の回収率より上回ってはおりますが、公平性の観点からもさらなる対応が必要となっております。</p> <p>これまでも、法的措置を含めた滞納整理方法について検討してまいりましたが、費用対効果の面で課題がございました。給食費は市税や国民健康保険料等の自力執行力のある強制徴収公債権とは違いまして、裁判所を通じて、判決等により債権と債務の関係を確定させる必要がある私債権となることから、訴訟を行う場合は、1件当たり約40万円の費用が発生いたします。給食費の高額滞納者は30万円前後の滞納額となっておりますことから、全額回収できたとしても、1件当たり10万円程度の持ち出しということになります。そのため、より効率的な滞納整理を検討する中で、弁護士を活用した回収方法について準備を進めてまいりました。</p> <p>お願いする弁護士につきましては、兵庫県弁護士会阪神支部と協議を重ねまして、数名の弁護士を推薦していただけることとなりました。現在、考えております委託内容といたしましては、約100世帯1,000万円の債権で、弁護士名での督促文書発送と電話による督促業務でございます。報酬は回収に応じ支払う成功報酬のほか、文書や郵送料等の経費を着手金として支払う予定となっております。弁護士といたしましては、1件当たりの債権も少なく、回収もそれほど見込めない案件となるため、報酬の面から考えると引き受けることのできない業務ですが、学校給食の特性上、未納者であっても給食を停止できないこと、未納者の給食費は支払っている保護者から負担されていることから、悪質な未納者に対しては弁護士として社会的正義の観点から協力を行うというふうに言っていたいております。</p> <p>平成30年度はこのような取り組みを行いまして、給食費回収に努めてまいります。なお、近隣市では大阪市が平成28年度から実施しております。</p> <p>給食費の滞納整理の説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの御説明に関しまして、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委員	<p>給食費については、免除の規定というのもありますよね。免除の方は、もちろんここには含まれていなくて、その免除の方は含まれていない状態での滞納額、その中でさらに納付できないという状態の人と、納付を拒否しているという方。</p>
会長 委員	<p>支払い拒否。</p> <p>ごめんなさい。支払い拒否の人と、免除にはならないけど、実質的に生活状態が困窮していて払えないという人というのがいると思うんですけど、そこら辺の仕分けというのものもあるんでしょう</p>



事務局	<p>か。</p> <p>まず、今、御質問をいただきました給食費が免除されるケースでございますが、まずは生活保護の受給世帯につきましては、給食費のほうは国等から負担がございますので、給食費の発生、本人の負担はございません。それと、就学奨励ということで、その制度を利用されている方も給食費の負担はございません。ただ、この滞納の中には、また後ほど御説明はいたしますが、当時は、生活保護、就学奨励を受けていなくても、現在は、受けている方というの含まれます。給食費を払わないということを宣言されている方は、今、連絡がとれている中ではございません。ただ、一定文書通知であるとか、電話による督促等で行っておりますが、やはりそれで文書は届いているけど、反応がないであるとか、電話にいつの時間帯にかけても出ないとかいうようなことで、なかなか御本人さんの状況がわからないという状況がございます。</p> <p>先ほども言いましたが、給食費の特性上、私債権ということから、なかなかいろんなことが制限されておまして、例えば一つが調査権というようなことで、その人の収入があるのかどうかとかいうようなことも調査できませんし、どこに住んでいるのかとかいうようなことも調査できないんです。市税とかであれば、その辺のことができるというような規定で、前に進むところはありますけれども、私債権というのはそういう特性上があって、そういう状況が相手から申し出がない限りわからないと。であれば、本来であれば、訴訟の場で実際に呼び出して、話を聞いてみると、実は病気がちでずっと入院していて連絡がとれなかったという状況があるのかもしれないですし、そのことは現状、どういう理由かというのも、ただ単に払い忘れの積み重ねなのか、困窮していて生活保護、就学奨励を受けられない、ぎりぎりの収入の方なのかもしれないですし、細かいところまでは把握できない部分もございます。</p> <p>中には、少しずつですけれども、分納で払っていきますという方も含まれていますので、その方の分も滞納として含まれております。このことを弁護士という、そういう職のお力を借りまして、一つはまず、給食費を払わないといけないというふうに、もし思っていない方がおられるのであれば、そういうところからの連絡であるとか、文書通知で、はっとして、ちょっと給食課からの通知と違って、これはさすがに状況が、具合がよくないなということをお話していただくであったり、弁護士によるお話の中でしっかりと状況を聞き出さしていただいて、払えるのに払っていないのであれば、しっかりと払っていただかないといけないということをお話していただく。そういうことではなくて、いろんなことで払えない状況があるということであれば、こういう制度もありますよということで、制度への御案内であるとか、できるだけ丁寧な督促を行ってもらうようなことを今は考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ある意味、やむを得ない対応と思います。それで、100世帯1,000万円の債権を予定という、その100世帯を抽出されるのは教育委員会のほうで、そこは何らかの基準を設けておられるということですね。</p>
事務局	<p>今、その100世帯というのを大体どのくらいの債権額以上でお願いしようかというのは、細かいところの整理はしておるところでございますが、一般的に弁護士の先生方とお話をさせていただいたときには、一弁護士が受けれる件数というのが、やはり20件ぐらいが限界じゃ</p>

	<p>ないかなというふうに言われております。</p> <p>と言いますのは、我々がもうちょっと、初めは感覚的なものですが、もっと事務的な流れでやるのかなということを想定していたんですけども、兵庫県の弁護士協会阪神事務所の方とお話しすると、そういうことではなくて、やっぱり丁寧にしていかなだめだということで、そんな文書だけを送って終わりではなくて、しっかりと話していく時間も含めると、そんなに件数が進むものではないですよということで。一つの弁護士事務所が文書だけ勝手にぼっとまくというような、そういうやり方は違うと思うというふうに、逆に、市の考え方がそうではないですよということで言われておりますので。丁寧にやっていただこうと思えば、まず初年度は、100世帯ぐらいが限界かなというところで、考えております。</p>
会長	<p>初年度は、30年度からということですね。5名の方ですから、今おっしゃったように20件であれば、大体100世帯が上限で、その100世帯を何らかの基準で選んで、それを弁護士協会の方にお願ひして、それは額もばらばらでしょうけど、大体1,000万ぐらいの規模という。</p>
事務局	<p>一定の考え方といたしましては、過年度の古い部分ですね、現年度の近い部分は職員からの電話等で、まだお話しはしやすいんですけども、古くなれば古くなるほど、そのことについて相手も認識が薄くなってきているという部分もございますので、何とかなりにくい部分のところをお願いしたいというふうには考えております。</p>
会長	<p>私債権であるということですが、債権そのものが消失することはない。</p>
事務局	<p>一応、時効といいますのは、民法上では給食費の時効は2年とされております。ですから、最終的には2年以内に、そういう繰り返しの作業ができるようなことにしていく必要はあると思います。ただ、私債権ですので、時効を迎えたからといって、急にそれがなくなるということはありませんので、一応、相手方がそのことを放棄するようなこと、もうそれは知りませんよというようなことの手順を踏まない限りは、それは残りますので。</p>
会長	<p>なるほど。それを法的に訴え出ない限りは、消えるはずはないという。でも、それを訴えようとするとコストがかかりますから。</p>
事務局	<p>ですから、2年を超えた部分を、例えば訴訟にしますと結局、相手方がどう対応するかはわからないですけども、場合によってはそのことを言って来られたら、それでなくなってしまいますので。それになるまでに、今後は努めていかないといけないということにはなりません。</p>
会長	<p>わかりました。新たなやり方ですので、本当に実際30年度、取り組んでいただきまして、どれだけ効果が期待できるのかというのを見ていながら進めていただくということですね。</p> <p>何かこの点に関しまして、ほかに。はい、どうぞ。</p>
委員	<p>このものにつきまして、支払っていない滞納者に対して、その方が転居とかをされた場合は、そこまで弁護士の方に追及というか、追っていただいて何かやっていくという形ですか。</p>
事務局	<p>現状、お渡しするのは住所等の移動がない方を考えております。と言いますのは、もし、我々のほうで文書を送っているときに、転居によりわからなくなった分は市の照会として、転居先の照会を上げてお願ひして、移動したところをつかんでおります。</p>
副会長	<p>この委託対象を30年度は100世帯ですが、実際は何世帯ぐらい抱えていらっしゃるんですか。</p>

事務局	<p>全体でいいますと、年度によってちょっと異なってきましたり、年度間でまたがっている人もいるんですけど、ざくっとですけど、今ちょっと細かい資料がないんですけども、200から300とか、そういうぐらいだと思います。</p> <p>どうしても同じ方が多くなってくるとか、中には一月分とかいうのは、すぐにまた払い漏れというようなことで、また入ってきますので、一定限の部分をおためになっている方というのは、それくらいになると思います。</p>
会長	<p>そのほか、何か、よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、続けていきますが、次、その他でお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、その他の中で、不納欠損について、御説明させていただきます。当日配付資料ということで、お配りさせていただいた資料をごらんになってお聞きください。</p> <p>債権の管理につきましては、債務者間の公平性の視点に立ち、債権の発生段階や発生後の管理など、局面ごとの管理のあり方が適正で、その地方自治体内での統一した処理が強く要求される事務でもあります。本市の学校給食費は、平成25年度より公会計化となりましたが、学校給食が保護者の皆様から徴収しております給食費で賄われていることに変わりはありません。</p> <p>また、会計年度ごとに給食費収入と物資購入経費との差額を西宮市学校給食基金へ積み立て、不足が生じた場合は取り崩しを行うための基金として運用を行っております。そのため、平成25年度から現在までの5年間、不納欠損処理は行わず、未納者に対しましては早期からのお知らせや督促通知、電話催告等を繰り返し行ってまいりました。その結果として、公会計化初年度の平成25年度分は、先ほども給食費の滞納整理の説明で申し上げましたが、平成29年12月末現在で99.82%の収納率となっております。</p> <p>しかしながら、納付される金額は古い年度の債権ほど年々減っており、学校給食会から引き継ぎました平成24年度以前分については、ほとんど納入がない状況でございます。債権管理を行う上では、西宮市債権の管理に関する条例におきまして、実質的に回収できない債権を保有し続けることは、債権の適正管理の観点及び徴収の効率性の観点から適切でないとしております。このことから、今後は債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難であると認められるとき等、条例に規定されております事項に沿いまして、債権放棄及び不納欠損の処理を行ってまいります。</p> <p>ただし、このことにつきましては、債務者の救済を目的とするものではなく、先ほども申し上げましたが、債権の適正管理及び徴収の効率性を図ることが目的でありますので、個別の案件について事実確認を行い、慎重に判断してまいります。</p> <p>不納欠損については、以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいまの御説明について、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。</p> <p>この欠損金は、会計処理上、どこに上がってくるものですか。これは、今は予算ですから、あれですけど。購入事業、いわゆる給食費を徴収して、それから食材を購入してと。その中で、欠損金みたいな形で上がってくることになるわけですか。</p> <p>まだ、1回も行ったことがないので、実際、どのように上がってくるかというのは、私も詳</p>
会長	
事務局	

	<p>しくはわかっていないんですけども。不納欠損額ということで、決算のときに、この額は不納欠損をしますというのは出てきます。</p>
<p>会長</p>	<p>要するに、今までだったら給食費を徴収して、食材に関しての費用に充ててきたわけですけども、給食費の徴収分が多ければ基金に積み立て、不足分は基金から取り崩しという対応でいただいています。今回は給食費の未納分ですから欠損金として上がるわけですけど、要するに、欠損の負担をするのは給食費を払った方々なのか、西宮市なのかという部分になるんですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>欠損の負担をしていただくのは、保護者になります。</p>
<p>会長</p>	<p>結果的に基金に積み重ねられる部分か、取り崩す分かに、ちょっと若干の影響が。</p>
<p>事務局</p>	<p>今でも過年度の、こういう滞納を回収できた分は、そのときの基金に積みますので、その積みがなくなるということになります。</p>
<p>会長</p>	<p>そうすると、その基金の取り扱いについて、新たに欠損金の取り扱いについての部分の、何か追加的な基金の対応についてになるか、新たな説明は必要ですか。要するに、基金が少なくなるわけですよね、欠損金を処理すれば。</p>
<p>事務局</p>	<p>基金を取り崩すわけではございませんが、基金に回収できたら積む分が、もう積みなくなるということですよ。</p>
<p>会長</p>	<p>基金は、そのためのものではないということ。基金は基金で、今までどおりの運用で。じゃあ、その以前の、いわゆる給食費の購入事業のところの中に欠損金というのが入ってくるので。</p>
<p>事務局</p>	<p>本来、現年度でいいますと、歳入歳出の中で行っておりますが、そのときに歳入で取れた分というのは、当然、未納者の分は入っておりませんので、そこでその年度をもう整理して、そこで余った分があれば基金に積んでいますし、足りなかったら基金から崩しておりますということなので。</p>
<p>会長</p>	<p>欠損金は過年度の分ですけども、それが不納である欠損金として扱うという場合には、要するに最新年度のところにそれが上がってくることになる。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>委員</p>	<p>ということは、今まで回収されていない給食費収入は、未収金としては上がっていないということですよ。</p>
<p>事務局</p>	<p>未収金としては上がっています。</p>
<p>委員</p>	<p>上がっていますか。じゃあ、それを欠損に。</p>
<p>事務局</p>	<p>繰越滞納額として上がっております。</p>
<p>会長</p>	<p>額を消していく形になる。</p>
<p>事務局</p>	<p>その額が、もう取りようがない、例えば、もう死亡しているとかであれば、もう取りようがございませんので。それを、今まではそういう整理を一切行ってこなかったということなので、そこをしっかりと条例に基づいて、本当にもう取れない部分であれば、そういう債権放棄をしまして不納欠損していくようなことを行っていかないと適正管理ではないですよ。</p> <p>例えば、市のほうでいいますと、生活保護を受けている状態で、もう取れないという社会的にそういう人に対しても、徴収停止とかいうことで徴収をもうしないということをした上で不</p>

	<p>納欠損をしているんですけども、給食のほうは、そういう方にもまだ請求をし続けていると。市の中でもやり方が違うじゃないのということもありますし、市のほうで、例えばそういう強制執行をしたときに、もう財産等がないということで、もうここは取れないということをしているところがもしありましたら、可能な範囲で、市の中で情報を共有しながら、そういうところの債券についても給食費も整理していく必要があるというようなことも、あわせて行っていきたいというふうに考えております。</p>
副会長	<p>単純な考え方なんですけど、生活保護を受けられているとか、いろんな条件で未徴収、徴収ができないお子さんの食事も提供されていますので、例えば数字的に今、回収できていない給食費を1%としますと、100人の給食を99人の徴収費で賄っているということになりますよね。生活保護を受けておられる方が未徴収であった場合には、例えば2人、そういう方がいたとしたら、それは故意的に払われない方と生活上で払えない人との2人いたとしますと、100人のうちの98人で食事を提供しているという考えでいいんでしょうか。その2人分は、西宮市としては全く補充していないと、経費的には。</p>
事務局	<p>今、ここで挙げている滞納といいますのは、現状、生活保護を受けていて、過去に生活保護、就学奨励を受けていなくての滞納になりますので、現状、受けている方の給食費については、国なり市なりから給食費はいただいておりますから、その方の部分が入っていないです。</p>
副会長	<p>わかりました。そうすると、未徴収の方の食事の分は支払っている方々の経費で賄っているということで、保護者様への負担になっていますよということですね。</p>
事務局	<p>そういうことがございましたので、今までは、いわゆる債権というのを落とさずにいたんです。やっぱり保護者の方で負担していただいているんで、そこはきっちりと取って基金に、おくれながらも基金に計上することで、一応、保護者全体の公平性を担保するために引き続きやってはきたんですけども、中にはそういうような、もう取れないような状況になる部分も、ずっと今はやっておりますことから、なかなか条例に基づいた考え方でいうと非効率なやり方、とれないところをずっと、そういうことを文書を送ったり、その文書も当然、経費が発生していますから、人件費も発生していますから、そういうことをやるよりも一定限、条例に規定されることになるのであれば、慎重に判断しながら、そこも整理していくことが債権の管理の中では必要ですよというところから始めて、こういうことについてやっていこうというふうに考えているところでございます。</p>
副会長	<p>わかりました。</p>
会長	<p>審議会としましては、先ほどの件、滞納整理に関しましては、基金に積み上がってくる金額がふえるという意味で、ぜひ、よろしくお願ひしますと言えるんですけど、不納欠損については基金に積み上がるお金がなくなりますということで。ここで我々は、それを「はい、了解しました」という形にしたほうがいいという。これは、もう西宮市の方針なので、我々は報告を受けましたという形ですか。</p>
事務局	<p>そういうようなことで、市のほうとして適正に処理を行っていきますということの報告というふうにはなりますけども。</p>
会長	<p>我々は一応、そういうルールに乗っ取って、こういった処理をされるということを理解していることですね。要するに、費用対効果にはなりますけれども、もうこれ以上、回収の見込</p>

事務局	<p>めないものについては、その債権を維持し続けるコストを考えると、放棄するほうがよりコストもかからずということにもなります。</p> <p>ただ、その内容の精査については、きちっと精査をした上で判断するということですので、これは了解しましたという形で、審議会では了解したという形にさせていただくということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>では、この件に関しましては、以上で議論を終わりたいと思います。</p> <p>そのほか、何か事務局からございますでしょうか。</p> <p>審議会委員の任期について、1点だけございます。</p> <p>本日の審議会が、皆様をお願いしております現在の2年間の任期期間中、最後の審議会となっております。委員の皆様には学校給食にかかわる諸課題につきまして、大変お忙しい中、御審議に御参加いただき、本当に感謝しております。ここで、教育委員会を代表いたしまして、大和学校教育部長より御挨拶をさせていただきます。</p>
事務局 会長	<p><b>【教育部長挨拶】</b></p> <p>会長権限で大変恐縮ですけれども、まだ時間がありますので、ぜひ、私ら2人はどうも次、委員を続けるということで、ちょっと先ほどお話をさせていただいたんですけれども。もし、御所属等がお変わりで、今回限りか、次、委員として継続していただけるかどうかわかりませんが、今後のやはり学校給食のあり方について何か、また御要望等ございましたら、ぜひ今、お一言いただければと思うんです。一言ずつ、よろしいですか。</p>
各委員 会長	<p><b>【各委員・副会長の挨拶】</b></p> <p><b>【会長挨拶】</b></p> <p>それでは、これをもちまして、本日の審議会を終わりたいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。</p> <p>(終了)</p>